

まちの弁護士がこたえる くらしの法律相談所

連載⑦

「医業経営」コンサルタントとは？

Q 私は、皆川さんの経営する「旭川総合法律事務所」のホームページを定期的に閲覧しているのですが、先日、ホームページ上の新着情報の中に、皆川さんが「医業経営コンサルタント」の1次試験を受験してきたという記事が掲載されていました。「医業経営コンサルタント」とはどのような資格なのでしょうか。

A いつもホームページをご覧になっていただきありがとうございます。さ

て、今回は、私が先日1次試験を受験してきた「医業経営コンサルタント」の資格についてのご質問にお答えいたします。

① 資格の概要について
「医業経営コンサルタント」は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が、運営し認定している認定資格制度です。

同協会のホームページによれば、「医業経営コンサルタント」は、医業経営のパートナーとしてさまざまな経営課題を解決するプロフェッショナルであり、医業経営のパートナーとして、医業経営の健全化・安定化の

実現を図り、患者さんを中心に人々が安らぎを感じる

「より良い医療」を供給できる体制づくりをお手伝いすべく、事業を推進している。また、医業経営コンサルタントは、変化する社会のニーズに即応して、医業経営を多面的にとらえ、最適な医業経営システムの構築を強力にサポートしていきます」とのことです。

すなわち、簡単にいえば、「医業経営コンサルタント」は、医業（病院、歯科医院、介護施設等の医業機関）に特化した経営コンサルタントということができます。

② 業務内容について
そして、「医業経営コンサルタント」の業務内容は、

- ① 経営診断業務、② 経営戦略支援業務、③ 経営管理支援業務、④ 介護サービス業務展開支援業務、⑤ 個別経営課題支援業務です。

③ 試験制度と研修

公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会では、医業経営の健全化・安定化に貢献し、国民医療の向上に寄与するという目的のもと、一定の資格要件を満たした者に「医業経営コンサルタント」としての資格が認定されています。

具体的には、資格の取得に当たっては、指定講座の受講、1次試験の合格、2次試験（論文の審査）という段階を経て、資格の認定がなされます。さらに、資格取得後も、資質と能力の向上を図るため、生涯研修として継続研修の履修を義務づけられています。

④ 弁護士業務との関係
以上のとおりであり、「医業経営コンサルタント」の

資格は、弁護士の業務と直接関係するものではありません。しかしながら、当事務所においては、医業機関の経営上生じる法律トラブルにとどまることなく、経営上の課題（例えば、事業承継、M&A、人事労務管理、経営戦略立案業務、関連法律の改正等）にも対応することができると体制を整えるべく、まずは、私がこのような資格を取得しようと考えております。

旭川弁護士会所属弁護士
皆川 岳大
旭川東高・北海道大学法学部 卒業
旭川総合法律事務所
旭川市3条通9丁目
(緑橋通り)551-2
TEL 0166-76-1087
FAX 0166-76-1187

